

令和2年度

兵庫県立阪神昆陽高等学校入学者募集要項

【Ⅱ期試験A】

問い合わせ先 兵庫県立阪神昆陽高等学校

〒664-0027 兵庫県伊丹市池尻7丁目108番地 TEL 072-773-5145 FAX 072-773-5162

ホームページ <http://www.hyogo-c.ed.jp/~hansinkoya-sn/index.html>

I めざす学校像

働きながら学ぶ生徒や中途退学者の再チャレンジ、自分のペースで学びたい生徒など、幅広いニーズをもつ生徒が、それぞれの興味・関心等に応じて主体的に学ぶことができる学校をめざします。

II 学校の特徴

- 1 昼夜開講の多部制単位制高等学校です。1部・2部・3部（夜間）で、それぞれ1日4時間の授業を開講します。
- 2 他部の授業も受講でき、3年間での卒業も可能です。
- 3 併設の阪神昆陽特別支援学校の生徒との交流及び共同学習を行います。

III 入学者選抜

1 募集定員等

- (1) 単位制による課程（多部制） 普通科 280名
- (2) 入学者の選抜は1部、2部、3部ごとにそれぞれ行う。
- (3) I～III期の各試験で入学を許可する者の数は、下表のとおりとする。

| 部 | 1部 | 2部 | 3部（夜間） |
|--------|-----|-----|--------|
| 募集定員 | 80名 | 80名 | 120名 |
| I期試験 | 48名 | 48名 | 84名 |
| II期試験A | 16名 | 16名 | 12名 |
| II期試験B | 12名 | 12名 | 18名 |
| III期試験 | 4名 | 4名 | 6名 |

(注) 合格者が表の人数に満たない場合は、その不足数を以降の試験の入学を許可する者の数に加えることができる。

2 出願資格等

- (1) 令和2年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱（以下「選抜要綱」という。）第7003項による。
入学を志願することができる者は、令和2年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者で、次の条件を満たす者とする。
 - ① 本県の区域内に住所を有する者又はその勤務地が本県の区域内にある者。
 - ② 本県の区域内に居住を予定している者又はその勤務地を本県の区域内に予定している者。
- (2) 出願資格の区分は、下表のとおりとする。

| 試験区分 | 出願資格の区分 |
|--------|------------------------------|
| I期試験 | 令和2年3月に中学校等を卒業見込みの者又は中学校既卒者等 |
| II期試験A | I期試験に同じ |
| II期試験B | 転・編入学希望者 |
| III期試験 | 中学校既卒者等又は転・編入学希望者 |

- (注) ① 過年度卒業者は必ず住民票記載事項証明書を提出すること。
② 県外居住者は入学志願承認申請書（選抜要綱（様式16））に必要書類（転居予定を証明するもの又は勤務証明書等）を添付して願い出ること。
※入学志願承認申請書を提出する者は、事前に必ず本校に問い合わせをすること。
※入学志願承認申請受付期間・時間 土曜、日曜、祝日を除く9:00～16:30
I期試験 令和2年1月15日（水）から2月3日（月）まで
II期試験 令和2年1月15日（水）から2月25日（火）まで
（2月17日（月）、18日（火）、19日（水）を除く。25日（火）は9:00～12:00）
- ③ 外国の中学校等の既卒者又は卒業見込みの者は、卒業又は卒業見込みを証明する書類の原本を提出すること。
 - ④ 平成31年4月1日現在満20歳以上の者は、入学願書提出時における出身中学校長の証明に代えて中学校の卒業証明書を添付することができる。
 - ⑤ II期試験B及びIII期試験の受検希望者は、出願前に必ず本校に問い合わせること。
 - ⑥ 入学願書等の郵送を希望する場合は、返信用封筒（角形2号（24cm×33.2cm）に宛名を明記し、140円分の切手を貼付したもの。）を同封の上、請求すること。
 - ⑦ III期試験は令和2年8月に実施予定で、以下のような内容である。（詳細は別途発表。）

| 時間 | 8:30～8:50 | 9:10～10:00 | 10:15～11:05 | 11:20～12:10 | 12:10～13:00 | 13:00～ |
|----|-----------|------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 内容 | 集合・注意 | 国語 | 数学 | 英語 | 昼食 | 面接 |

(注) 面接は個人面接とし、一人15分程度とする。

1 出願期間等

(1) 出願期間及び受付時間

出願期間は、令和2年2月26日（水）から28日（金）まで。受付時間は11:00～19:00とする。なお、郵送の場合は、配達日指定（2月26日（水）又は2月27日（木））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること。）。

(2) 志願変更

志願者は令和2年3月2日（月）から3月4日（水）（11:00～19:00）の期間内に、次のいずれか1回に限り、志願校、志願課程及び志願学科を変更することができる。

ア 出願した志願校内の他の部への志願変更。 イ 単独選抜から単独選抜への志願変更。

志願変更する者は、出身中学校長を経て所定の手続きを取らなければならない。この場合、郵送は認めない。

2 出願手続

(1) 願書等の提出

志願者は、必要書類及び入学考査料を、出身中学校長を経て本校校長に提出しなければならない。郵送の場合は、返信用封筒（長形3号（12cm×23.5cm））に宛名を明記し、374円分の切手〔速達料金〕を貼付したものを同封すること。

出願に必要な書類は次のとおりとする。

- ① 入学願書・受検票（本校所定用紙。中学校長の公印が必要。）
- ② 面接調査票（本校所定用紙。）
- ③ 住民票記載事項証明書（選抜要綱（様式6）。過年度卒業者等のみ提出。）
- ④ 写真票（写真3枚を貼付、上半身無帽、3ヶ月以内に撮影、縦40mm×横30mm、カラー、写真の裏に在学（又は出身）中学校名及び志願者名を記入して貼付、3枚とも同一のものに限る。）
- ⑤ 入学志願承認書（県外からの志願者のみ提出。）

県外からの志願者は、本校校長から交付された「入学志願承認書」を提出しなければならない。

(2) 志願者は、入学考査料として950円分の兵庫県収入証紙を入学願書裏面の所定の欄に貼付して出願する（消印のあるものは無効。）。

(3) 調査書等の提出

志願者の出身中学校長は、2月26日（水）から28日（金）までの11:00～19:00の間に、調査書を本校校長に提出する。また、「選抜要綱」第7224項により、学年学習評定一覧表を、3月5日（木）又は3月6日（金）の9:00～16:30の間に本校校長に提出する（ただし、I期試験で合格者のある中学校の場合、重ねての提出は不要。）。

ただし、平成31年4月1日現在満20歳以上の者に関する調査書は提出を要しない。

3 検査日程等

| 検査日 | 時間 | 8:30～ 8:50 | 9:10～ 10:00 | 10:15～ 11:05 | 11:20～ 12:10 | 12:10～ 12:50 | 13:00～ 13:50 | 14:05～ 14:55 |
|----------|----|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 3月12日（木） | 内容 | 集合・注意 | 国語（必） | 数学（必） | 社会（選） 面接 | 昼食 | 理科（選） | 英語（選） 面接 |

（注）① 学力検査は、3教科。国語、数学は全員受検。

選択は、社会・理科・英語（聞き取りテストを含む。）の3教科から1教科選択。

※選択教科は、出願時に願書に記入する。選択した教科は変更できない。

② 面接は、グループ面接とする。

4 検査場所

兵庫県立阪神昆陽高等学校

5 持ってくる物

受検票、筆記用具（鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム）、直定規、コンパス、腕時計、昼食、上履き・靴袋

6 合格者発表等

(1) 合格者発表 3月19日（木）10:00 本校体育館東側に掲示する。当日、受検票で本人を確認の上、合格通知書等を交付する。電話等での照会には一切応じない。

(2) 合格者説明会 3月19日（木）14:00～ 合格者は必ず保護者とともに出席すること。

7 簡易開示

(1) 開示請求できる者 受検者本人

(2) 開示内容 学力検査の各教科別得点

(3) 開示期間 3月23日（月）～4月22日（水） ※土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。

(4) 開示場所 本校

(5) 受検者本人であることを確認するための書類 受検票

8 その他

(1) 検査当日は8時30分までに本校体育館に集合し、本校職員の指示に従うこと。

(2) 持ち込みできない物

下敷き、筆箱、三角定規、分度器、計算機（時計表示付きを含む。）、分度器・計算機等が付いた定規、計算機や辞書機能等が付いた時計等、携帯電話、その他受検に必要なもの。

所持していることが判明した場合、不正行為とみなすことがある。

(3) 遅刻者については、各検査開始後10分以内の場合においては受検を認めるが、検査時間の延長は行わない。

(4) 検査終了時まで校外に出ること及び外部と連絡をとることはできない。

(5) 各検査開始10分を超えて遅刻した受検者等、1科目でも受検をしていない科目のある受検者は合否判定の対象としない。